

身障協会事務局通信〔第315号〕

令和4年12月28日

1 「障害者週間」街頭啓発のお礼について

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の趣旨等を踏まえ、障害者週間（12月3日～9日）における街頭啓発を、県、市町村、障がい者団体、当協会支部関係者、総勢90人が協力して、県内8会場に分かれ実施されました。

期間中は、「障害者週間」の告知や「障害者差別解消法」・「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」・「ヘルプマーク」等に関する普及啓発物品の配布を行い、参加者の熱い思いがあっただけでなく、予定どおりに終了することができましたことを、県及び当協会事務局としてこの紙面を借りお礼申し上げます。

2 第71回岐阜県身体障害者福祉大会の開催

さて、去る12月11日(日)各務原市民会館において開催いたしました「第71回岐阜県身体障害者福祉大会」には、コロナ禍ではありましたが、県下各地から300名の会員が参集し、障がい者を取り巻く諸問題を審議するとともに、2項目の決議と大会宣言を採択し、盛会のうちに無事終了することができました。

これも偏に貴支部長をはじめとする、会員各位の多大なる御支援・御協力の賜と深く感謝いたします。なお、決議2項目の提案説明を掲載いたします。

(1) ぎふ清流おもいやり駐車場制度が適正に運用されるよう 県民に一層の啓発をされたい。

岐阜県では令和元年11月からぎふ清流おもいやり駐車場制度が実施されており、県当局におかれましても制度の周知に努めておられます。

しかしながら、依然として制度自体を知らない県民も多くおられます。また、公共や民間の駐車場においても制度の内容をよく理解していない係員がおられ、利用者トラブルになりかねないケースもあるようです。

つきましては、おもいやり駐車場制度が適正に運用されるように、県民に一層の啓発をしていただきますようお願いいたします。

特に公共及び民間施設の駐車場の管理・運営者に対して、この駐車場利用証制度の内容を周知徹底していただきますようお願い致します。

(2) 行政の福祉施策・制度の情報が障害者に有効に届いているのか検証されたい。

県及び市町村行政におかれましては、各種福祉施策や制度の周知のために大量のパンフレットや広報紙を発行・配布されています。しかしながら、それらのPRパンフレットや広報紙等の多くが県民に見られることなく廃棄され、無駄になっているのではないかと懸念しております。

一方で、例えば視覚障害者も内容が理解できるように、パンフレットや広報紙に点字訳や音訳の措置を取っていないなど、その情報を本当に必要としている障害者や高齢者に届いていない恐れがあるのではないかと危惧しています。

以上の点につきまして、県におかれましては、県が発行・配布されるパンフレット等のみならず、可能な限り市町村発行の広報紙やパンフレット等につきましても検証をしていただきますようお願いいたします。

そして、その検証において、広報紙やパンフレット等の有効活用があまりなされていないという結果になった場合は、改善措置を取っていただきますようお願い致します。

3 県要望の回答について

8月31日に岐阜県庁にて、岡本会長は堀裕行岐阜県健康福祉部長に令和5年度に向けた県に対する要望事項の早期実現への協力と支援の要望を行ったところ、関係課より次のような回答をいただきました。

(1) ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度が適正に運用されるように県民に一層の啓発をしていただきたい。特に公共及び民間施設の駐車場の管理・運営者に対して当該制度内容の周知徹底をお願いしたい。

【地域福祉課】

ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度は、障がい者等用駐車区画の適正な利用を図るため、対象者の要件を設定し、令和元年11月から利用証を交付しているところです。

本制度の導入時から、テレビやラジオ、新聞広告、県及び市町村の広報誌、県ホームページといった広報媒体を活用しPRを行っているところであり、引き続き、制度を周知してまいります。

ご協力頂いている施設管理者に対しては、適切に運用されるようチラシ・ポスターの掲示、警備員による案内誘導、利用証の掲示がない車への注意喚起などを駐車区画設置の際にお願いしているところであり、今後も周知徹底を含め、協力を依頼してまいります。

- (2) 県及び市町村行政において各種福祉施策・制度の周知のために、大量の広報紙やPRパンフレット等が発行・配布されているが、それらの広報紙やPRパンフレット等が無駄になってはいないか、一方で、例えば視覚障害者も内容が理解できるように点字訳や音訳の措置を取るなど、その情報を本当に必要としている障害者等に有効に届いているのかについて検証していただきたい。

【障害福祉課】

県では、障がい福祉制度や利用方法等について紹介する冊子「岐阜県障がい者福祉の手引」を毎年作成しており、障がいのある人や支援者への配布を行っております。本冊子を作成する際は、事前に関係団体等に必要部数を確認するなど無駄がないよう努めているほか、当課で発行する広報紙には音声コードを付けるなど、視覚障がい者へも情報が届くよう努めております。

また、障がいのある方が行政機関や行政サービスを使いやすいものとするため、県の各所属を対象として、障がいの特性を理解した上での適切な配慮が可能となるよう「障がいのある方への配慮マニュアル」を作成し、行政情報の提供に当たり、点字プリンターやSPコードを読み取るテルミーを配備し、視覚障がい者の方向けの郵便物等における点字やSPコードの活用等配慮するよう促しているところです。

県としましては、引き続き、障がいのある方に必要な情報を届けられるよう、周知に努めていくとともに、市町村に対しても、福祉情報の有効かつ適切な広報につき周知を行ってまいります。

4 令和4年度障害者相談員等ブロック研修会の開催について

＜担当：岡田＞

(1) 開催日程

- ・岐阜圏域（岐阜A・Bブロック） 2月17日（金）岐阜市：OKBふれあい会館
- ・西濃圏域（西濃ブロック） 2月 2日（木）大垣市：ソフトピアジャパンセンター
- ・中濃圏域（中濃ブロック） 2月 9日（木）関 市：わかくさプラザ
- ・東濃圏域（東濃ブロック） 2月20日（月）多治見市：バロー文化ホール
- ・飛騨圏域（飛騨ブロック） 2月28日（火）高山市：高山市民文化会館

(2) 研修内容

「基幹相談支援センターの役割について」（仮題） 講 師：岐阜県健康福祉障害福祉課

「障害者差別解消支援法について」（仮題） 講 師：岐阜県障害者差別解消支援センター

※ 開催時間は、各会場ともに13：30～15：20となっております。

※ 新型コロナウイルスの対策の関係上、参加人数を制限させていただきます。

【第71回岐阜県身体障害者福祉大会を終えて】

12月11日開催しました福祉大会では、各務原市支部をはじめ皆様は大変お世話になり、心より感謝申し上げます。また、会員の皆様には、コロナ禍の中、多数ご出席いただき、誠に有り難うございました。

大会決議の審議では、私たち障がい者団体にとって重要かつ身近な課題について、自らの体験や想いを込めた説明があり、満場一致で採択され、今後、決議事項の早期実現に向け、会員の皆様方と一致団結して行動することを宣言しました。

近年、障害者差別解消法の施行やユニバーサルデザイン2020行動計画の実施等、障害者施策において、ハード面、ソフト面の環境整備が大きく変化する一方、コロナ禍で社会生活に大きな支障をきたしており、当協会を取り巻く環境が厳しくなっており、会員一人ひとりの声に耳を傾け、具体的な活動につなげ、共生社会の実現に更に努力しなければなりません。

事務局としても、協会事業を見つめ直し、更なる改善・合理化を進めなければと考えています。

皆様方には、今後ともお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

末筆となりましたが、来る2023年が会員の皆様にとって、良き年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

（事務局一同）

問い合わせ先
申し込み先

一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会 〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉会館5階
Tel 058-201-1543 Fax 058-273-9308 E-mail gisinsyou@human-i-land.com

※事務局の仕事始めは、1月4日（水）になります。